

平成27年8月3日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により認証します。

平成27年11月17日

神奈川県知事 黒岩祐治



- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 おだわらねこ
- 2 代表者の氏名
入内嶋 学
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、動物愛護の精神に基づき、地域社会における人と猫の共生を図るための環境整備及び適正な終生飼育の普及に関する各種事業を行い、動物と共生できるまちづくりの推進及び環境の保全を図り、以って公益の増進に寄与することを目的とする。
- 5 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
- 6 定款に記載された事業
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①動物愛護精神の普及・啓発事業
 - ②飼い主のいない猫を保護し、去勢・不妊手術を施したうえ新たな里親を探す事業
 - ③飼い主のいない猫を保護し、去勢・不妊手術を施したうえ元の生活場所に戻す事業
 - ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業